



佐賀県 弁護士会便り

第124号

R3/8/19
臨時発行

佐賀県では、本年8月11日からの記録的豪雨により、各地で浸水被害、河川氾濫、土砂災害等の災害が発生しました。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。本日現在も豪雨は続いており、今後も被害の拡大が懸念されるところです。引き続き身の安全を確保してお過ごしください。



佐賀県弁護士会は、令和元年8月豪雨等、これまでも被災された方々のための支援活動を行ってまいりました。このたびの災害においても、災害対策本部を立ち上げ、当会が培ってきた災害支援に関する知見やネットワークを活かして、支援活動を行うことをここに表明いたします。弁護士や弁護士会が災害に対してどのような活動ができるのかと疑問に思われる方もいらっしゃるかも知れません。当会は、被災された方々にとって必要な支援制度や法律に関する情報の提供、無料法律相談会等を実施して、生活の不安やお困りごとを解決できるよう努めさせていただきます。

豪雨災害に関する無料相談

① 予約制の電話相談（30分の相談時間）（8月23日より開始）

月・水・金曜日：午後2時30分～午後4時30分（第2・第4月曜日を除く）

木曜日：午前10時～正午

事前に下記電話番号までご予約をお願いいたします。

ご予約の時間になりましたら、担当の弁護士からお電話差し上げます。

② 予約不要の電話相談（10分～15分の相談時間）

火・木曜日：午後5時30分～午後7時30分

土曜日：午後1時～午後3時30分

この時間帯に下記電話番号にお電話いただけますと、弁護士に直接繋がりますので、そのままご相談ください。

【電話番号】 TEL **0952 - 24 - 3411**



また、佐賀県弁護士会は、佐賀県市長会及び佐賀県町村会と災害時における連携協力に関する協定を締結しております。当会が加盟する佐賀県専門士業団体連絡協議会においても、佐賀県と大規模災害等発生における相談業務の支援に関する協定を締結しております。これらの協定に基づき自治体と連携し、日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会及び全国の弁護士会のご協力も仰ぎながら、被災地域の復旧・復興に尽力して参ります。

具体的な活動内容については、当会ウェブサイトやツイッターで発信して参りますので、ご確認頂きますようお願い申し上げます。



佐賀県 弁護士会便り

第125号

R3/8/23
臨時発行

豪雨により被災された皆様、まずは各市町村より、
りさいしょうめいしょ ひさいしょうめいしょ
罹災証明書・被災証明書の発行を受けましょう！

罹災証明書：住宅などの損壊の程度について各市町村が発行する証明書

被災証明書：住宅以外の損壊の程度について各市町村が発行する証明書

※ 証明する内容は各市町村によって異なる場合があります

※ 「被害証明書」と呼ばれる場合もあります。

⇒公的支援や各種補助・負担減免などの制度を利用する際に必要とされることが多いので、まずはこれらの発行を受けておきましょう。



⇒申請には損壊状況を証明するものが必要となるので、安全を確保しつつ、可能な限り対象物の内部や外部の写真を多く残しておくことが望ましいです。

⇒写真としてプリントしなくても、撮影した携帯電話などをそのまま窓口に持参するのでOKな場合がほとんどです。

⇒詳しくは各市町村にお問い合わせください。

豪雨災害に関する電話無料相談

①予約制の電話相談（30分の相談時間）

事前に下記電話番号までご予約をお願いいたします。

ご予約の時間になりましたら、担当の弁護士からお電話差し上げます。

②予約不要の電話相談（10分～15分の相談時間）

この時間帯に下記電話番号にお電話いただけると、弁護士に直接繋がりますので、そのままご相談ください。



月	火	水	木	金	土	日
			10:00-12:00 ①			
14:30-16:30 ①		14:30-16:30 ①		14:30-16:30 ①	13:00-15:30 ②	
第2・第4は除く	17:30-19:30 ②		17:30-19:30 ②			

【電話番号】 TEL **0952 - 24 - 3411**



佐賀県 弁護士会便り

第126号

R3/8/25
臨時発行

豪雨災害によってこんなことで悩まれていませんか？

～住宅に関するお悩み編～

建物が半壊状態で・・・

急いで修理したい！

災害救助法が適用される市町村では、建物が半壊以上に損傷し自ら修理する資力のない世帯については、応急修理を受けることができます。業者への委託は各市町村から行う必要がありますので、まずは各市町村にご相談ください。

なお、応急修理を受けた場合、仮設住宅へ入居できなくなる場合がありますのでご注意ください。



住宅ローンを払えない・・・

二重ローンになってしまうかも・・・

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローンの支払いが困難になった方は、被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）の利用をご検討ください。自己破産と異なり、現預金500万円に加えて、各種支援金、義援金、災害弔慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。



土石流、家に被害はないけど

戻れない状態が続いていて・・・

支援制度は、家の被害とつながっている場合が多いです。しかし、家の被害がない場合でも、応急仮設住宅の入居可能性があるほか、二次災害の危険などで長期間家に戻れないような場所については、今後、県が「長期避難世帯」に認定する可能性もあります。その場合、全壊の場合と同じ被災者生活再建支援金が受け取れることがあります。また、義援金の配分や自治体の支援措置の可能性もあるので、是非今後の自治体等からの情報に注意されてください。

その他、知っておくべきこと

- 自然災害によって、家屋の損壊、浸水などの被害を受けた場合、所得控除（雑損控除）や災害減免法による所得税の軽減・免除が受けられる場合があります。
- 災害時の融資【住宅金融支援機構】
災害復興住宅融資
→半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際、または罹災(りさい)証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。
リバースモーゲージ融資（災害時高齢者特例）
→60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築、修理をする不動産に抵当権の設定が必要。元金は借りた人が亡くなった際に不動産を処分するなどして返済。債務が残っても相続人に請求はない。

豪雨災害に関する無料相談

電話相談（30分・予約制）

月・水・金曜日：14：30～16：30
（第2・第4月曜日を除く）
木曜日：10：00～12：00

電話相談（10～15分・予約不要）

火・木曜日：17：30～19：30
土曜日：13：00～15：30

【電話番号】 TEL 0952 - 24 - 3411